

岐阜県公報

第二千二百八十八号 (金曜日)
平成二十三年十月七日

目 次

告 示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定
指定訪問看護事業者等の指定
指定医療機関の廃止の届出
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定
道路の区域変更
道路の供用開始
岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一
部改正

(出納管理課)四五〇

公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定
指定自立支援医療機関の指定
指定自立支援医療機関の変更届出
指定自立支援医療機関の指定辞退
土地改良区役員の退任及び就任
認定教育実施者の代表者の変更

(農地整備課)四五〇
(身体障害者更生相談所)四五〇
(同)四五〇
(同)四五一
(可茂農林事務所)四五一
(運転免許課)四五一

岐阜県告示第五百十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十三年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
アイランド薬局 羽島店	アボロメディカルホールディングス株式会社	羽島市正木町坂丸三七二	平成三・七・一
糸貫内科クリニック	医療法人社団仁会	本巣市三橋七八一	同
和田歯科医院	和田孝司	関市旭ヶ丘二二二〇	同

岐阜県告示第五百十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による医療扶助及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十三年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開 設 者 所 在 地 廃 止 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業者等の名称 在地 指定訪問看護事業者等の事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 年 月 日

株式会社アクテ 多治見市赤坂町七三一 愛岐訪問看護ステーション 多治見市赤坂町七三一 平成三・四・一
イブライフ 養老郡養老町大跡 五三四 訪問看護ステーションかがやき 養老郡養老町大跡 七七 平成三・七・一

岐阜県告示第五百十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 指定居宅介護事業所等の名 指定居宅介護事業所等の所在地 指 定 年 月 日

株式会社三城ケアサービス 大垣市中ノ江二二 介護予防 認知症対応型共同生活介護 ライオン グループホーム ダンデ・

株式会社三城ケアサービス 大垣市中ノ江二二 生活介護 共同型認知症対応型共同生活介護 ライオン グループホーム ダンデ・

大垣市赤花町一 六八 同

次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

医療法人光秀会	養老郡養老町大跡五三	四	通所介護	通所リハビリテーション	介護予防
医療法人光秀会	養老郡養老町大跡五三	四	介護予防	通所介護	通所介護
医療法人香徳会	名古屋市名東区上社三一九一	三	介護予防	通所介護	通所介護
医療法人香徳会	名古屋市名東区上社三一九一	三	通所介護	介護予防	介護予防
社会福祉法人フェニックス	各務原市須衛町一三一	一	介護予防	通所介護	通所介護
社会福祉法人フェニックス	各務原市須衛町一三一	一	通所介護	介護予防	介護予防
医療法人悠山会	名古屋市天白区植田一二一六八八bu	一	介護予防	通所介護	通所介護
医療法人悠山会	名古屋市天白区植田一二一六八八bu	一	通所介護	介護予防	介護予防
医療法人悠山会	名古屋市天白区植田一二一六八八bu	一	介護予防	通所介護	通所介護
医療法人悠山会	名古屋市天白区植田一二一六八八bu	一	通所介護	介護予防	介護予防
株式会社快GO TOK	多治見市笠原町二四五五四一	一	介護予防	通所介護	通所介護
株式会社快GO TOK	多治見市笠原町二四五五四一	一	通所介護	介護予防	介護予防
訪問介護	居宅介護支援事業	機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防	介護予防
訪問介護ステーション住まる	ケアプランセンター住まど	ファミリア下呂・少ヶ野	ファミリア下呂・少ヶ野	認知症対応	認知症対応
多治見市笠原町二四五五四一	多治見市産業文化センター一階B室	下呂市少ヶ野二二四八	下呂市少ヶ野二二四八	介護予防	介護予防
同	同	同	同	同	同

A
I五
四
一居
る五
四
一株式会社快GO TOK
多治見市笠原町一四五
五
四
一訪問介護
訪問介護ステーション住ま
居る介護予防
介護予防用具訪問介護
訪問介護用具介護予防
介護予防用具訪問介護
訪問介護用具多治見市笠原町一四五
五
四
一

同

株式会社大石電気商会
大垣市藤江町一九七
大垣市藤江町一九七介護予防
介護予防用具訪問介護
訪問介護用具介護予防
介護予防用具大石電気商会
大石電気商会
大垣市三塚町一一六
三

平成二十三・七・一二

株式会社大石電気商会
大垣市藤江町一九七
大垣市藤江町一九七介護予防
介護予防用具訪問介護
訪問介護用具介護予防
介護予防用具大石電気商会
大石電気商会
大垣市三塚町一一六
三

同

株式会社大石電気商会
大垣市藤江町一九七
大垣市藤江町一九七介護予防
介護予防用具訪問介護
訪問介護用具介護予防
介護予防用具大石電気商会
大石電気商会
大垣市三塚町一一六
三

同

岐阜県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十月七日から一週間岐阜県土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道		類の道 種路
号	路 線 名	区 間
百 五 十六		
高山市荘川町岩瀬字割谷 六六六番一地先地内		
後	前	別前変区 後更域
九 三 一	九 三 一	ル(メートル)員敷地の幅
		ル(メートル)延長
	三 四	備 考

五
四
一多治見市笠原町一四五
五
四
一

同

大石電気商会
大石電気商会
大垣市三塚町一一六
三

平成二十三・七・一二

大石電気商会
大石電気商会
大垣市三塚町一一六
三

同

大石電気商会
大石電気商会
大垣市三塚町一一六
三

同

岐阜県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十月七日から一週間岐阜県土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道		類の道 種路
号	路 線 名	区 間
三百六十		
で 同 市同 九八五番一八地先ま	から テ山九八五番一一六地先 飛驒市宮川町打保字ナリ 字同	
後	前	別前変区 後更域
西 九 七	一 三 六	ル(メートル)員敷地の幅
		ル(メートル)延長
	一 九 五	備 考

岐阜県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十月七日から一週間岐阜県土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

岐阜県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十月七日から一週間岐阜県土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

岐阜県告示第五百十九号

県道	類の道種路
大阿 井木 線	路 線 名
九同 市東野 一番地先まで	惠那市長島町正家字河原田九 八七番地先から
字不毛一〇	岐阜県告示第五百十八号
一〇・〇	区 間
三一・七	延 (メートル) 長
八三・二四	供用開始 の期日
	ほ示変決へ備 か年更定区 月の又域考 日告はの考

平成二十三年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百十八号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十三年十月七日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県惠那土木事務所において一般の縦覧に供する。

県道	類の道種路
高 山 線	路 線 名
一 同 三 市 同 一 番 地 先 ま で	飛 驛 市 古 川 町 中 野 字 出 付
後	区 間
九 四 六 一	別前変区 後更域 ル(メートル) 員敷地の幅
五 八 六 一	延 (メートル) 長
兜 七	備 考

岐阜県知事 古 田 肇

一般	類の道種路
二百五十	路 線 名
切四九二三番の三地先から	岐阜県告示第五百二十号 区 間
	延 (メートル) 長
平成	供用開始 の期日
八三・三三	ほ示変決へ備 か年更定区 月の又域考 日告はの考

平成二十三年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百二十号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十三年十月七日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

国道	類の道種路
号 百五十六	路 線 名
高山市荘川町岩瀬字割谷六 六六番一地先地内	区 間
三 四	延 (メートル) 長
三 一 ・ 七	供用開始 の期日
三 一 ・ 七	ほ示変決へ備 か年更定区 月の又域考 日告はの考

平成二十三年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十三年十月七日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

国道	六号	同 市同 四一七四番の一地先まで 字上戸谷	八 三・一・七 平成 三・四・五
----	----	-----------------------------	---------------------------

岐阜県告示第五百一十一号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第一百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「中日企業株式会社」を削る。

公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業瑞浪東部地区下沢工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次とおり換地計画書の「」を縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

二	縦覧期間	平成二十三年十月七日から 平成二十三年十一月八日まで
---	------	-------------------------------

瑞浪市役所

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五十四条第一項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年十月七日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援する診療科名
医療法人徳洲会 大垣徳洲会病院	大垣市林町六 八	内科
		脳
		育成・更生
		平成

育成医療・更生医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援する診療科名
グッド調剤薬局	羽島市小熊町島二 一一メティ	内科
ユタカ薬局各務原市役 所前	カルプラザ岐 皇羽島 各務原市那加住吉町 一一一	脳
中部薬品郡上市民病院 前薬局	郡上市八幡町島谷字古川 一五二	育成・更生
しまざと調剤薬局	大垣市島里一 一六一	平成
同	同	年指 月定
同	同	平成

指定自立支援医療機関の変更届出

平成二十三年十月七日発行

発行者

岐阜市數田南二丁目一番一号

編 集 各務原市テクノプラザ——ブイ・アール・テクノセンター

認定教育実施者の名称	株式会社土岐自動車学 校
代表者の氏名	岡田 正昭
	石田 和夫
変更事項	変更前 変更後

岐阜県公安委員会
平成二十三年十月七日

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により認定教育実施者の代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定により、その変更に係る事項を次のとおり公示する。

認定教育実施者の代表者の変更
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により認定教育実施者の代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定により、その変更に係る事項を次のとおり公示する。

忍野義滿著「代謝の面」

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同
安	島	安	今	今	今	栗	古	田	樋
江	倉	江	井	井	井	本	田	口	口
雅	正	照	克	宏	重	茂	節	春	重
彦	量	博	夫	幸	和	秋	樹		福
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五加	五加	越原	五加	五加	五加	五加	五加	神土	神土
七一一番地	一六五三番地	一四二一番地	一四二一番地	二九七〇番地	二九七〇番地	三三七〇番地	三三七〇番地	三六八九番地	三六八九番地